

資格認定制度手続細則

- 1 資格認定制度規程に基づく資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を資格認定委員会(以下、認定委員会という。)に提出しなければならない。
- 2 認定委員会は資格認定申請者の提出した申請書類により資格認定細則に基づく審査を行う。
- 3 認定委員会委員長は資格認定の審査結果を理事長に報告するとともに、審査結果を申請者に通知する。
- 4 理事長は前条の手続による合格者のうち、認定料を納付した者を「認定心理士」または「認定心理士(心理調査)」として認定する。
 - 2 上記の認定を受けた者は名簿に登録され、理事長より認定証が交付される。
在学中で条件を満たし、認定された者には仮認定証が交付される。
- 5 当分の間審査料および認定料は以下のとおりとする(いずれも消費税込)。
 - (1) 認定心理士の審査料は11,000円、認定料は30,000円とする。
 - (2) 認定心理士(心理調査)の審査料は11,000円、認定料は20,000円とする。
 - (3) 認定心理士、認定心理士(心理調査)を同時に申請する場合の審査料は16,500円、認定料は35,000円とする。
- 6 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本細則は1994年9月20日より施行する。
- 2 本規程は、1994年9月20日施行の社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度手続細則を改正したものである。
- 3 本細則の改正は、2010年6月20日より施行する。
- 4 本細則は、2011年4月1日より施行する。
- 5 本細則は、2011年4月1日施行の認定心理士資格認定制度手続細則を改正したものである。
- 6 本細則の改正は、2016年3月22日より施行する。
- 7 本細則の改正は、2020年4月1日より施行する。
- 8 本細則の改正は、2020年9月12日より施行する。